（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで及び第七号の三に掲げる事務に関すること。

二～五　（略）

（河川部に置く課等）

第八十七条　河川部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

水政課

河川計画課

地域河川課

河川環境課（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

河川工事課

河川管理課

水災害予報センター

水災害対策センター（関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局に限る。）

（河川計画課の所掌事務）

第八十九条　河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　直轄河川事業等及び地方公共団体等からの委託に基づく河川事業等に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理（河川管理課の行うものを除く。）（以下「直轄河川関係事業等」という。）に関する工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川環境課の所掌に属するものを除く。）

三～十　（略）

２　北陸地方整備局及び四国地方整備局の河川計画課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九十一条第二号に掲げる事務をつかさどる。

３・４　（略）

（河川管理課の所掌事務）

第九十三条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

２　北陸地方整備局及び四国地方整備局の河川管理課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九十一条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（水災害予報センターの所掌事務）

第九十四条　水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

２　東北地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局の水災害予報センターは、前項に掲げる事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。

（道路部に置く課）

第九十五条　道路部に、次に掲げる課を置く。

路政課

道路計画課（北陸地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号までに掲げる事務に関すること。

二～五　（略）

（河川部に置く課等）

第八十七条　河川部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

水政課

河川計画課

地域河川課

河川環境課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

河川工事課

河川管理課

水災害予報センター

水災害対策センター（関東地方整備局、北陸地方整備局及び中国地方整備局に限る。）

（河川計画課の所掌事務）

第八十九条　河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　直轄河川事業等及び地方公共団体等からの委託に基づく河川事業等に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理（河川管理課の行うものを除く。）（以下「直轄河川関係事業等」という。）に関する工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川環境課の所掌に属するものを除く。）

三～十　（略）

２　北陸地方整備局及び四国地方整備局の河川計画課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九十一条第二号に掲げる事務をつかさどる。

３・４　（略）

（河川管理課の所掌事務）

第九十三条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

２　北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局の河川管理課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九十一条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（水災害予報センターの所掌事務）

第九十四条　水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

２　東北地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局の水災害予報センターは、前項に掲げる事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。

（道路部に置く課）

第九十五条　道路部に、次に掲げる課を置く。

路政課

道路計画課（北陸地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）